

旭市高齢者等外出支援サービス利用助成事業に関する覚書

旭市(以下「甲」という)と ○○○○○タクシー (以下「乙」という)との間において、旭市高齢者等外出支援サービス利用助成事業に関し、次のとおり覚書を締結する。

記入してください。

(事業の協力)

第1条 乙は、甲が定める旭市高齢者等外出支援サービス利用助成事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく旭市高齢者等外出支援サービス利用助成事業において、高齢者等の社会参加を促進し、もって健康の推進及び福祉の向上が図られるよう協力する。

(助成金及び協力金)

第2条 甲は、要綱第4条に規定する対象者が、要綱第2条第2号に規定する外出支援タクシーを利用した際、旭市高齢者等外出支援サービス事業タクシー利用助成金及び協力金を乙に支払うものとする。

2 前項で定めた助成金及び協力金の額は、要綱第7条第3項及び第10条に規定するとおりとする。

(助成金及び協力金の支払)

第3条 乙は、要綱第4条に規定する対象者が、要綱第2条第2号に規定する外出支援タクシーを利用した際は、毎月10日までに前月分を旭市高齢者等外出支援サービス事業タクシー利用助成金・協力金請求書に利用券を添えて市長に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき、当該請求日の属する月の末日までに旭市高齢者等外出支援サービス事業タクシー利用助成金及び協力金を乙に支払うものとする。

(補足)

第4条 この覚書及び要綱に定めない事項については、甲乙協議によりこれを定めるものとする。

この覚書の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2部とも空欄でお願いします。

令和 年 月 日

(甲) 旭市ニの2132番地  
旭市  
旭市長 米本 弥一郎

(乙) 旭市○○○○番地  
○○○○○タクシー  
○○○○ 印

記入及び押印をお願いします。